

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第20回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成20年9月22日（月）午前10時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，佐伯照道，佐々木茂美，三浦正晴，三井誠（委員長）

（庶務）巽大阪高裁総務課長，園田大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）古財大阪高裁事務局長

4 議題

- (1) 第33回及び第34回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
- (3) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について
- (4) 日程その他

5 議事

- (1) 第33回及び第34回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
庶務から，第33回及び第34回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。

なお，これに関して，庶務から，平成20年度新任判事補候補者について，8月21日に中央の委員会から同候補者の名簿の送付とともに指名の適否に関する特段の情報があれば受け付ける旨の通知があったが，昨年と同様，委員長に諮った上，委員会を開くことなく，庶務を通じて各委員に個別に通知の趣旨を説明したところ，特段の情報に接しなかったため，中央の委員会には何らの情報提供も行わなかった旨を報告した。

- (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について

裁判官及び検察官が有している情報については、従前と同様に、一般的な情報収集として、任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し情報収集の依頼をすることとされた。

また、弁護士等有している情報については、従前と同様に、任官候補者から提出のあった事件担当リストの相手方代理人に、また、弁護活動をよく知る者からの情報については、任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所、氏名等を記載した書面の提出を求めた上でその人に、それぞれ情報の提供を依頼することとされた。

(3) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について

委員から特段の意見はなく、従前と同様に、指名候補者の現任庁に対応する検察庁、弁護士会に候補者名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた。

また、重点審議者に係る情報収集についても、従前と同様、現任庁及び前任庁に対応する検察庁、弁護士会に他の指名候補者とともに情報収集の周知依頼をすることとされた。

(4) 日程その他

昨年と同時期と同様、情報提供周知依頼の際に各弁護士会に対して庶務(総務課長)あての料金受取人払いの封筒を相当枚数配布することとなった。

次回の地域委員会は、11月10日(月)午後2時から開催されることとなった。また、情報の受付期間は10月24日(金)までとされ、寄せられた情報については、10月29日(水)から11月5日(水)の間に各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。

(以上)